

知床ガイド協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「知床ガイド協議会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、知床ガイド協議会設立趣意書の理念を達成させることを目的とする。

(活動)

第3条 前条の目的を達成させるため、以下の活動を行う。

- (1)ガイドの安全管理能力の向上
- (2)自然環境の保全をふまえたガイディングの推進
- (3)ホスピタリー精神に基づくガイディング能力の向上
- (4)知床に関する広報活動
- (5)関係行政機関、地域産業や地域住民等との連携
- (6)その他、前項の目的を達成させるための活動

第2章 役員

(種類及び定数)

第4条 本会に以下の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 2名
- (3)幹事 若干名
- (4)監査役 2名

(選任)

第5条 会長、副会長、監査役は総会において選任する。

2. 幹事は、会長が指名し、総会の議決により選任する。

(職務)

第6条 会長は、会を代表し、その活動を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときには、その職務を代行する。

3. 役員は、この規約に定めるところにより、会の活動を執行する。

4. 監査役は、次に掲げる職務を行う。

- (1)会計を監査すること。
- (2)会計の執行結果について、会員に報告すること。
- (3)前号の報告をするため必要があるときは、役員会の招集を請求すること。

(任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠された役員の任期は、前任者の在任期間とする。

第3章 事務局

(設置)

第8条 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

(選任等)

第9条 事務局長は会長が任命する。
2. 事務局員の選任は会長と事務局長が任命する。

(職務)

第10条 事務局は組織の運営に関わる事務を行う。

第4章 会員

(資格)

第11条 この会の目的に賛同し、生業として知床でガイド業を行う者を会員とする。

(入会)

第12条 会員の入会承認は、次の手続きを経て役員会が認めた者とする。

- (1)入会しようとする者は本会宛にガイド履歴等必要な書面を提出しなければならない。
- (2)入会しようとする者は役員及び会員の各1名から推薦を受けなければならない。
- (3)推薦をする者は本会宛に推薦状を提出しなければならない。
- (4)役員会は必要な書面、推薦状が提出された場合、遅滞なく役員会を開催しなければならない。
- (5)入会を認められた者は別に定める入会金の納入を持って入会したものとする。

(資格の喪失)

第13条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1)退会したとき。
- (2)死亡、若しくは失跡宣告を受けたとき。
- (3)1年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(脱退)

第14条 この会を脱退しようとする会員は脱退届けを提出して、任意に脱退することができる。

(除名)

第15条 会員がこの会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときは、総会の議決を経て除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会費の不返還)

第16条 会員が既に納入した会費、その他の抛出品は返還しない。

第5章 会議

(種別及び構成)

第17条 この会は、以下の種別の会議を開催する。

(1)総会 全会員により構成する

(2)役員会 役員により構成し、開催する。

2. この会の会議で、助言者が必要な場合、幹事の推薦により会員以外の出席を求めることができる。
3. 役員会で、幹事以外の会員から助言が必要な場合、幹事の推薦により幹事以外の会員の出席を求めることができる。

(権能)

第18条 総会は、この会則で別に定めるものの他、活動計画及び収支予算、活動報告及び収支決算、その他この会の運営に関する重要な事項を議決する。

2. 役員会は、この会則で別に定めるものの他、次に掲げる事項を議決する。

(1)総会の議決した事項の執行に関する事項

(2)役員会として総会に付議する事項

(3)その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議長)

第19条 会議の議長は、会長もしくは会長が任命したものとする。

(定足数)

第20条 会議は、2分の1以上の出席により成立する。

(議決)

第21条 会議の議決は、この会則に定める場合を除き、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席会員を代理人として表決を委任することができる。

第6章 評議員会

(設置)

第23条 この会の活動を評議するために役員会の議決を経て、評議員会を置くことができる。

(委嘱)

第24条 評議員は役員会の同意を経て会長が委嘱する。

第7章 会計

(収入の構成)

第25条 この会の会計は、次に掲げるものをもって構成する。

(1)会費収入

(2)事業に伴う収入

(3)その他の収入

2. 出張旅費等については支給規則を別に定める。

(会計年度)

第26条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第8章 会費

(年会費)

第27条 この会の会費等については別に定める。

2. 会費は前納制とし、年会費の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第9章 雑則

(委任)

第28条 この会則に定めるものの他、この会の運営に関し必要な事項は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1. この会の設立は2004年4月21日とする。
2. この会則は2004年7月16日から施行する。
3. この会則は2010年5月26日から施行する。
4. 2012年12月5日一部修正。
5. この会則は2014年5月9日から施行する。